

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づく固定資産税及び都市計画税更正決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和3年7月9日付けの令和3年度固定資産税及び都市計画税決定通知書（以下「本件通知書」という。）により行った、別紙1物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）及び家屋（以下「本件家屋」といい、本件土地と併せて、以下「本件各不動産」という。）に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を減額する旨の更正決定処分（内容は、別紙2処分目録記載のとおり。以下「本件減額処分」という。）のうち、各期（第1期から第4期まで）の納付すべき税額を定めた部分（以下「各期税額決定」という。）を不服として、年税額を各期4等分にし、過大に納税が完了している期分の還付を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように主張し、各期税額決定の変更等を求めている。

本件通知書には、結果として納付すべき年税額が172,800円減額されているものの、各期の「確定額」には、過大に納付を強いられた固定資産税等について、まず第4期分の「当初確定額」に充当し、

充当しきれなかった過大な固定資産税等を第3期分に充当している。しかし、令和3年度の課税標準額等が適切に修正されていれば、減額後の納付すべき年税額を4等分して各期に納付すれば足りたものである。このことは、事務所の職員による適切な事務手続を欠いたことに基因するものであり、各期に等分に充当するよう各期の納付すべき税額を減額修正するとともに、過大に納税が完了している期については還付すべきである。

本件は、請求人から当初処分について指摘を受けるまで修正手続等を怠った処分庁の不作为によるものであり、それを棚に上げて処分が適法と主張する処分庁の主張には理由がない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 7 月 1 9 日	諮問
令和 4 年 8 月 2 6 日	審議（第69回第2部会）
令和 4 年 9 月 3 0 日	審議（第70回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 審理手続における審理の対象

審理員は、本件審査請求における審理の対象について、以下のとおり判断している。

(1) 行政不服審査法に基づく審査請求を適法になし得るためには、審

査請求人に当該処分について審査請求をする法律上の利益が必要であると解されている（最高裁判所昭和53年3月14日判決（最高裁判所民事判例集32巻2号211頁）参照）。

(2) そして、本件減額処分は、処分庁が、当初処分に誤りがあったことを理由として当初処分を減額した処分であり、それ自体は請求人に利益をもたらすものであるから、請求人にその取消しを求める法律上の利益はないとして、本件審査請求は却下すべきとも考えられる。

(3) しかし、本件審査請求は、本件減額処分のうち、各期税額決定について、それを等分に変更することを求めており、当該変更が認められた場合、第1期分及び第2期分については、各期税額決定よりもそれぞれ納付税額が減額されることになる。そうすると、各期税額決定の部分に限っては、請求人に法律上の利益がないとまではいえないと解される。

以上のとおり、本件審査請求において、本件減額処分のうち、各期税額決定の部分に限り審理の対象として審理手続を行った判断は妥当であるから、当審査会においても、各期税額決定の部分に違法又は不当な点がないかどうかにつき検討する。

2 法令等の定め

(1) 過誤納金の還付

法17条によれば、地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならないとされている。

「地方税法総則逐条解説」（地方財務研究会編平成29年12月発行）によれば、過誤納金とは、納税義務のある者が納付納入したものであると納税義務のない者が納付納入したものであるとを問わず、地方団体の徴収金として納付納入されたものが、減額の更正もしくは減額の賦課決定又は賦課決定の取消し等により超過納付納入となった場合におけるその超過額をいうとされている（478頁参

照)。

したがって、納付した税額が納付すべき総税額を超えた場合は、過誤納金として還付することとなる。

(2) 過誤納金が発生しない場合

東京都においては、「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて(通達)」(平成28年1月29日付27主資固第243号主税局長通達)により、固定資産税等の課税事務の取扱いについては、「固定資産税及び都市計画税課税事務提要」(以下「事務提要」という。)によるものとされているところ、事務提要によれば、固定資産税等の税額の更正を行う場合、「固定資産税・都市計画税(土地・家屋)賦課決定書」で決定を行うことにより、調定額の修正決定をするものとされている(第3章・第8節・1及び2)。

したがって、納付した税額が納付すべき総税額を超えない場合(過誤納金が発生しない場合)、事務提要の上記処理により行うことになる。

そして、事務提要によれば、税額の更正に伴う減額の方法については、未到来納期の4期分・3期分・2期分と順次差し引く方法とするとされている(同3・(3))。

(3) 税額更正の効力

法20条の9の2第3項によれば、すでに確定した納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさないとされ、同項は、同条5項により、賦課決定について準用されている。

(4) 事務提要は、固定資産税等の課税事務運営に当たり、税法を正しく適用するために解釈の統一を図るためのものとして、一定の合理性を有するものと認められる。そして、上記(2)の減額の方法についての定めは、法20条の9の2第3項の規定にも整合するものである。

3 本件についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人からの連絡により、当初処分に本件修正処理を反映していない誤りがあることを確認したことが認められる。

そこで、処分庁は、本件の場合、納付した税額が納付すべき総税額を超えない場合に当たる（過誤納金が発生しない）ことから、事務提要の定めにより、固定資産税等の税額を減額する更正決定を行うこととし、未到来納期の4期分・3期分・2期分と順次差し引く方法（上記2・(2)）により、各期税額決定を行ったことが認められる。

そうすると、各期税額決定は、上記2の法令等の定めにもつたものというべきであり、これを違法なものということとはできない。

また、各期税額決定により、請求人は、年税額の半分を超える9万円超を第1期及び第2期に支払わざるを得なくなるものではあるが、第3期及び第4期で調整され、年税額自体が増加するわけではないことからすれば、これを不当なものともいうことはできない。

以上によれば、各期税額決定に違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、処分庁の不適切な事務手続に基因するとして、各期に等分に充当することを求めている。

しかし、当初処分が処分庁側の誤りにより生じたものだとしても、各期税額決定に違法又は不当な点が認められないことは、上記3で述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙1 及び別紙2 (略)